



中小企業の為の経営のヒント

**菅原会計事務所通信**

2016年7月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

## 法人にかかる利子割が廃止されました！

### \*法人にかかる利子割とは？

普通預金等の利息を受け取るときに、国税及び復興税(15.315%)、地方税(5%)、合わせて20.315%源泉徴収されています。この地方税が利子割と呼ばれています。

### \*利子割はいつからなくなるの？

平成28年1月1日以降に支払われる預金利息から変更になっています。これまで、20.315%徴収されていたところ、15.315%のみが徴収されています。

### \*個人の預金はどうなるの？

個人の預金利息に関しては、今まで通り国税及び復興税、地方税が徴収されます。個人事業をされている方の預金利息も同様に変更はありません。

### \*法人だけ変更になるのはなぜ？

法人の利息は所得として法人税が課されており、そのままでは二重課税となっていました。このため、これまでは利子割の還付・充当が行われていました。

### \*何かメリットはあるの？

これまで、還付・充当に関する手続きを行うために、各自治体で事務処理を行っており、多大なる費用がかかっていました。この手続きをなくすことによって行政の負担が削減されます。要するに、この変更は税金の無駄が見直されたということです。

(鈴木 記)

\*\*\*\*\*

## 源泉所得税の納付期限は7/11(月)です。

納期の特例を適用されている方は、源泉所得税の納付が半期に一回必要です。

